

平成 22 年 3 月 16 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530433
 研究課題名（和文） 医療・福祉領域における権利擁護組織の役割とネットワークに関する研究
 研究課題名（英文） Research on the role and networks of advocacy organizations for the consumers of medical and welfare services
 研究代表者
 高橋 涼子（TAKAHASHI RYOKO）
 金沢大学・人間科学系・教授
 研究者番号：80262541

研究成果の概要：医療・福祉領域において特に障害をもつ人々の権利擁護をどのように行うべきか、という問題意識に基づき、アメリカ合衆国の連邦レベルでの医療や福祉の制度形成と州レベルでの権利擁護組織のアドボカシー活動について資料収集・調査を行った結果、施設収容中心から域生活支援へと障害者施策が変化していくのと呼応して、権利擁護の法制度が整うとともに、支援対象とプログラムが拡充されたこと、また制度の進展には、各州の権利擁護組織とそのネットワークが積極的な役割を果たしていることを確認し、日本における権利擁護制度と組織のあり方に関する示唆を得た。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,300,000	0	1,300,000
2007 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	690,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：医療，福祉，権利擁護，アドボカシー，NPO，非営利組織，ネットワーク，アメリカ

1. 研究開始当初の背景

欧米では精神病院や障害者の収容施設の設立主体は国や州が主であり、脱施設化やその後の社会資源の地域社会への移行は公的権限による社会資源移動と私的セクターの参入という形態をとった。私的セクターの参入を最も推進したのはアメリカ合衆国である。同国では当事者の権利擁護については施

設への収容や入院に対してその制度基盤が作られて行政の責任が明確化されるとともに、行政から独立した権利擁護組織が実際の権利擁護活動を担うことで公的セクター、私的セクターそれぞれの医療サービスを監視するシステムがあることが知られていた。

一方、日本では、戦後の精神病院の設立・運営に関する政策に典型的にみられるように収容施設の設立を民間に依存しつつ長く

隔離・収容型の障害者施策を行ってきたり、脱施設化や、収容されている障害者に対する権利擁護、ノーマライゼーションといった施策は大幅に遅れをとってきた。高齢者福祉において措置制度から介護保険制度への移行が急がれた 1990 年代から、高齢者や障害をもつ人といった医療・福祉サービスを必要とする人々が提供者との対等な関係を築き必要なサービスを確保するために、必須の制度として、権利擁護制度の整備が急がれた。これとともに、積極的に当事者の立場を擁護する人や組織による権利擁護やアドボカシーについて欧米の実践や理論が紹介され、問題意識が当事者や福祉に携わる人々の間で問題意識が広がっていき、障害をもつ人の権利擁護を掲げる非営利組織も出現してきた。医療における患者の権利擁護という問題意識から看護におけるアドボカシーへの関心や取り組みも現れている。法学、社会福祉学、看護学、社会学などの領域において、実践報告も含めた研究が蓄積されつつあるが、成年後見制度のような権利の代行に関する研究であったり、あるいは現場における事例研究が主であるように見受けられた。

本研究では医療・福祉サービスの市場化、社会資源の地域への移動、収容施設内及び地域における当事者の権利擁護の 3 点の関係について、アメリカ合衆国を事例として詳細に検討した上で、医療・福祉サービスを必要とする人々の権利擁護のあり方について、制度や組織、ネットワークの側面から研究したいと考えた。

2. 研究の目的

医療・福祉領域において、病気や障害のためニーズをもつ当事者が孤立することなく、必要な支援を受けながら自己決定を行い治療や生活のあり方を選択していける社会の構築に向けて、積極的に当事者の立場を擁護する人や組織による権利擁護(アドボカシー)が必要であるとの視点から、権利擁護組織が果たしている役割とネットワークに焦点をあて、(1)権利擁護組織の出現と役割、可能性を、医療・福祉サービスの市場化と社会資源の地域への移動という趨勢との関連で検討する、(2)医療・福祉領域の多様な非営利権利擁護組織の活動のネットワーク化が、医療・福祉サービスを必要とする人々の権利擁護やさらには政策参加にもたらす影響を明らかにする、ことを目的とした。

3. 研究の方法

まず、アメリカ合衆国における医療・福祉政策の変遷とそれに付随する医療・福祉サービスを必要とする人々の権利擁護法制の進展について、文献調査を行った。また、権利擁護組織は当事者運動と結びついて様々な非営利組織によって担われることが多いため、福祉領域の NPO に関してアメリカと日本を中心に資料収集を行った。

一方で、アメリカ合衆国における権利擁護組織の活動の実際を調査するために、ウィスコンシン州とニューヨーク州についてそれぞれ州都のマディソンとニューヨークにて現地調査を行い、権利擁護 NPO の実際のアドボカシー活動や歴史、ネットワークに関してインタビューや資料収集を行った。さらに権利擁護 NPO の全国的なネットワークに関して資料収集を行った。

4. 研究成果

2006 年度には、医療における権利擁護(アドボカシー)に関して、アメリカ合衆国の法制度や医療政策に関して資料収集を行いつつ、ウィスコンシン州マディソン市にて医療・福祉領域の NPO に関するインタビュー調査と資料収集を行い、NPO の積極的な制作参加や多様な権利擁護組織の存在とネットワーク、そうした組織への自主的な市民参加についての情報や資料を得た。また、アメリカ議会における患者の権利法案の動向に関する資料収集を行うとともに、患者の権利擁護者(アドボケイト)としての医療現場のコミュニケーションにおける医療専門職、特にコメディカル・スタッフの役割について検討した。その結果、以下の知見を得た。

(1) マネジドケアの浸透が医療へのアクセスに対して深刻な影響を与えたことが問題視されているアメリカ合衆国において、患者と医師というアクター間の二項対立を超え、保険会社や雇用者企業という強力なアクターへの対抗が必要とされ、医療サービスを必要とする人々のアドボカシー活動が重要になっている。

(2) コメディカル・スタッフが自らの専門性確立の戦略として職業倫理としてアドボカシーを取り込んできた動向が確認された。また患者 = 医療サービス利用者のアドボケイトは、そうした専門職の役割だけでなく、サービス利用者自身にも独自の位置を与えることになり、多元的であることを確認した。

2007 年度には、アメリカ合衆国における医療・福祉の動向と権利擁護に関する資料収集と、引き続きウィスコンシン州マディソ

ン市でのインタビュー調査を行った。その結果、権利擁護組織について以下の知見を得た。(1) 障害をもつ人に関する福祉NPOには、サービス提供型の組織だけでなくアドボカシー機能に特化した組織がある。それらの中には、自立生活センターのような当事者組織と、連邦法を根拠として各州が設置、もしくは州内NPOと契約して認定機関とし業務を委託している専門組織がある。前者の活動は self-advocacy、peer-advocacy、後者の活動は citizen-advocacy、professional-advocacy として担い手の違いによる役割分担を行っている。

(2) 個々の組織が州内で障害ごとに、あるいは障害種別を超えてネットワークを形成し、州の障害者施策をチェックし影響力を行使するべく働きかけを行っている。また自立生活センターも認定権利擁護組織もそれぞれに、連邦レベルでネットワーク化した組織を形成し、連邦の障害者施策をモニターするとともに各州の権利擁護組織の活動に関する情報交流の役割を果たしている。

(3) 州の認定権利擁護組織の活動は、公的資金によって支えられている部分が多い。またこうした公的資金を得るため、各組織は報告書の作成とともに活動の重要さや有効性をアピールする様々な努力を行わなければならない。

このようにアドボカシー機能に特化した組織の具体的な形成過程や活動実態、当事者の生活上の問題解決から政府の政策形成まで幅広いレベルで果たす役割及びそのためのネットワーク化の一端が明らかになった。

2008年度には、医療・福祉領域の権利擁護及び権利擁護について、障害をもつ人々の権利擁護に焦点を絞り、アメリカ合衆国の連邦レベルでの制度形成を精査するとともに Wisconsin 州、ニューヨーク州における権利擁護NPOの活動事例に関する資料収集・調査を行い、以下の知見を得られた。

(1) 施設収容中心から脱施設化を経て地域生活支援へと障害者施策が変化していくのと呼応して、権利擁護の法制度もその支援対象とプログラムを拡充し続けていること、こうした制度の進展には、各州の認定権利擁護組織とそのネットワークである National Disability Rights Network が役割を果たしていることが確認できた。

(2) 一方、Wisconsin 州とニューヨーク州の権利擁護組織の形成過程や活動形態は州ごとの独自の展開をしており、安易な一般化はできないことが確認された。特にニューヨーク州では、1970年代以降の様々なマ

イノリティの権利擁護運動の基盤の上に、州の認定権利擁護組織の活動を地域ごとに分担しあったり、活発なアウトリーチ活動を行ったりする実態明らかになった。

(3) 権利擁護組織やそのネットワークは、当事者本人、仲間、家族、専門家、市民といった多様な担い手によって構成されており、資金や支援者の獲得に関して組織間で競争が起こると同時に、それぞれに掲げる課題や活動スタイルによって、多様な立場の参加者それぞれの当事者性を動員することに成功していると考えられる。

こうした権利擁護組織の制度的基盤は日本においても取り入れられる点が多い。特に、行政から独立した権利擁護組織を各州が設立もしくは認定し、施設内の処遇から地域における権利侵害まで監視することを、財政と権限において保障し、その実績を行政にフィードバックする法制度は大いに参考にすべきであろう。一方、非営利組織の活動基盤や活動スタイルについては、政策形成の方法やプロセスの違いを考慮する必要があるだろう。

しかしながら、権利擁護NPOが、当事者本人、家族、仲間、専門職、市民といった多様な立場の参加者それぞれの当事者性を動員しながら行政や立法府に対してアドボカシー活動を行い、公的資金に支えられていることで政府からの独立性という葛藤を抱えつつも福祉ニーズをもつ人々の社会参加の回路となっていることは、当事者主体の福祉を実現していく上で大変、重要なポイントである。

今後は、様々なニーズをもつ当事者の主体的な社会との関わりを実現する市民社会や福祉国家のあり方について、アメリカ合衆国だけでなくさらに福祉国家の類型別に比較検討し、特徴を明らかにしていきたい。そして、日本でも出現してきた権利擁護NPOのアドボカシー機能と戦略を考察していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計14件)

石田道彦, 2009, 「医療保障と競争政策の交錯——アメリカ医療における反トラスト法の展開(4)」, 金沢法学, 51巻2号, 1-16頁, 査読無

高橋涼子, 2008, 「福祉領域における権利

擁護NPOの形成と役割(2) アメリカ合衆国の事例から - 」、『金沢法学』51巻1号, 169-184頁, 査読無

石田道彦, 2008, 「医療分野における規制改革の現状と課題」, 公正取引, 695号, 28-33頁, 査読無

眞鍋知子, 2008, 「金沢市のコミュニティ校下と町会」, 金沢法学, 50巻2号, 29-55頁, 査読無

高橋涼子, 2007, 「福祉領域における権利擁護NPOの形成と役割 - アメリカ合衆国の事例から - 」, 金沢法学, 50巻1号, 123-136頁, 査読無

高橋涼子, 2007, 「患者のアドボカシーの視点から」, フォーラム現代社会学, 6巻, 48-56頁, 査読無

高橋涼子, 2007, 「地域コミュニティへの参加について」, 金沢市・金沢大学文学部社会学研究室編『金沢市におけるコミュニティの実態と市民意識の分析』, 46-56頁, 査読無

石田道彦, 2007, 「医療サービス市場と第五次医療法改正」, 週間社会保障, 2432号, 46-51頁, 査読無

石田道彦, 2007, 「医療保障と競争政策の交錯 - アメリカ医療における反トラスト法の展開(3)」, 金沢法学, 49巻2号, 31-47頁, 査読無

眞鍋知子, 2007, 「金沢市の校下婦人会」, 金沢市・金沢大学文学部社会学研究室編『金沢市におけるコミュニティの実態と市民意識の分析』, 57-66頁, 査読無

沢登文治, 2007, 「教会財産没収決議と国民議会審議における聖職者の地位 - フランス人権宣言第10条『表現の自由』規定をめぐって」, 南山法学, 31巻1・2号, 163-191頁, 査読無

高橋涼子, 2006, 「福祉におけるアドボカシー」, 臨床看護, 32巻14号, 2119-2122頁, 査読無

石田道彦, 2006, 「アメリカの医療システムと競争政策」, 週間社会保障, 2376号, 46-49頁, 査読無

石田道彦, 2006, 「医師会による開設制限」, ジュリスト別冊医療制度判例百選, 183号, 24-25頁, 査読無

〔学会発表〕(計3件)

高橋涼子, 「権利擁護NPOの活動とネットワーク - アメリカ合衆国の事例から - 」, 第81回日本社会学会大会, 2008.11.24, 東北大学(仙台)

高橋涼子, 「権利擁護NPOの形成と役割 - アメリカ合衆国の事例から - 」, 第79回日本社会学会大会, 2006.10.28, 立命館大学(京都)

高橋涼子, 「患者のアドボカシーの視点から」, 第57回関西社会学会大会シンポジウム2, パネリスト報告, 2006.5.28, 金沢大学

〔図書〕(計9件)

松野弘・土岐寛・徳田賢二編, ミネルヴァ書房, 『現代地域問題の研究 対立的位相から協働的位相へ』2009年, 384頁(共著, 眞鍋知子「第7章 地域社会の再編と地域婦人会の変容」, 16頁)

石橋敏郎・山田晋編, 嵯峨野書院, 『新版やさしい社会福祉法制』2008年, 260頁(共著, 石田道彦「第2章 児童福祉法」, 142-174頁)

河野正輝・江口隆裕編, 法律文化社, 『レクチャー社会保障法』2008年, 292頁(共著, 石田道彦「第4章 医療保障法」, 45-77頁)

増田雅暢編, 法律文化社, 『世界の介護保障』2008年, 217頁(共著, 石田道彦「第7章 アメリカの介護保障」, 91-112頁)

社会福祉士養成講座編集委員会編, 中央法規, 『新・社会福祉士養成講座12 社会保障』2008年, 293頁(共著, 石田道彦「第5章 介護保険」, 145-167頁)

堤修三・品田充儀編, 放送大学教育振興会, 『市民生活における社会保険』2008年, 193頁(共著, 第4・5・6章を石田道彦が担当)

井上英夫・高野範城編, 民事法研究会, 『実務社会保障法講義』2007年, 569頁(共著, 第4章を石田道彦が担当)

河野正輝ほか編, 法律文化社, 『社会保障論』2007年, 334頁(共著, 第3章及び第9章を石田道彦が担当)

沢登文治, 成文堂, 『フランス人権宣言』2006年, 416頁(単著)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 涼子 (TAKAHASHI RYOKO)
金沢大学・人間科学系・教授
研究者番号: 80262541

(2) 研究分担者

石田 道彦 (ISHIDA MICHIIHIKO)
金沢大学・法学系・教授
研究者番号: 10295016

眞鍋 知子 (MANABE TOMOKO)
金沢大学・人間科学系・准教授
研究者番号: 70320025

(2007年度まで)
沢登 文治 (SAWANOBORI BUNJI)
南山大学・法学部・教授
研究者番号：40247672